令和4年度 五ヶ瀬中学校におけるコンプライアンス (法令遵守) 事項

令和4年4月15日 五ヶ瀬町立五ヶ瀬中学校

## 1 基本方針

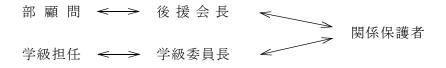
- (1) 個人情報保護の観点から、学級連絡網は作成しません。学級や部活動単位のLINE グループを活用する場合、作成と運用の主体は学級委員及び部活動後援会とし、その中 には教職員は入りません。
- (2) 教職員の個人の電話番号やメールアドレスは生徒及び保護者に開示しません。
- (3) 教職員の自家用車に児童生徒を同乗させません。ただし、生命に関わること等、緊急性が高い場合はこの限りではありません。
- (4) 学校行事等における活動の様子を画像の記録として残す際、個人のスマートフォン等 を原則利用しません。
- (5) 生徒の個人情報等について、紙媒体や電子データの如何に関わらず、学校外への持ち 出しは原則行いません。

## 2 対応

- (1) 連絡の取り方については、以下の通りとします
- ① 学校から保護者へ連絡を行う必要がある場合は、文書による連絡及び安心安全メールを 基本とする。状況に応じ一方または両方を利用して連絡を行う。
- ② 保護者から学校へ連絡を行う必要がある場合は、学校代表(82-0007)を窓口とする。ただし、勤務時間外(7時~部活動終了時間を除く時間帯)、長期休業期間を含む休業日について、緊急性が高い場合の連絡は管理職を窓口とする。

校長( ) 教頭( )

③ 学級(部活動)の連絡に関しては、学級担任(部活動顧問)は学級委員長(部活動後援会長)を窓口として連絡を行う。



- 例)休日の部活動において、急な用事で欠席する場合の連絡方向 欠席する生徒の保護者 → 後援会長 → 部顧問
- (2) 生徒の送迎が必要な場合の対応については、以下の通りとします。
- ① 体調不良等で通常の下校が困難な場合は、保護者または保護者から依頼を受けた家族等の迎えを待って下校させる。
- ② 授業中の怪我や体調不良により一刻を争う受診が必要である等の緊急性が高い場合は、学校の責任の下、公共交通機関(タクシー等)を利用して生徒の輸送を行う。
- (3) 学校行事等における活動の様子を画像の記録として残す際、やむを得ずスマートフォン 等の個人の記録媒体を使った場合、画像データは速やかに学校のサーバーに移行させ、個 人の記録媒体からは消去します。その後、確実に消去されたことを管理職が確認します。